

令和6年度 福島県子育て支援員研修 開催要項

1 研修の目的

全国共通の地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、こども家庭庁が定める「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づき多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とします。

2 実施主体

福島県（委託先：一般財団法人 保健福祉振興財団）

3 研修内容

この研修は、次の（1）および（2）に掲げる研修とします。

（1）基本研修

- ア 子育て支援員として、最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理などを習得するものとし、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持つことを目的とします。
- イ 以下に掲げる方については、希望により基本研修の受講の免除が可能となります。申込書に免除希望の有無を記入してください。併せて、当該資格の免許証等の写しをご提出（氏名変更等により免許証等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本（写しで可）を郵送）してください。なお、（ウ）に該当する場合、各施設から日々子どもと関わる業務に携わっていることを証する書類（様式1：従事証明書）の交付を受けたものをご提出ください。
 - （ア）保育士
 - （イ）社会福祉士
 - （ウ）その他国家資格（幼稚園教諭、看護師）を有し、かつ日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）に携わっている方。

（2）専門研修

- ア （1）の基本研修を修了した方が、子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの習得を行うことを目的とします。
 - イ 専門研修は、下記のコースについて開催します。
 - （ア）地域保育コース 地域型保育（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
 - （イ）地域保育コース 一時預かり事業
 - （ウ）地域保育コース ファミリー・サポート・センター事業
 - （エ）地域子育て支援コース 利用者支援事業 基本型
 - （オ）地域子育て支援コース 地域子育て支援拠点事業
 - ウ 専門研修の受講については、基本研修の修了を条件とします。ただし、「利用者支援事業（基本型）」の受講に当たっては、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）に1年以上の実務経験を予め有していることも併せて条件とします。各施設から日々子どもと関わる業務に携わっていることを証する書類（様式2：実務経験証明書）の交付を受けたものをご提出ください。
- ※日程および開催場所等は研修カリキュラムをご覧ください。

4 対象者

福島県内で育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する方および現に従事する方を優先します。

- (1)家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2)小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3)小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4)事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5)利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1項）の専任職員（こども家庭センター型に従事する方を除く。）
- (6)地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員
- (7)一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の一般型、幼稚園型の保育士以外の保育従事者
- (8)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（児童福祉法第6条の3第14項）の提供会員

5 受講の方法

以下のいずれかの方法で受講できます。

- (1)基本研修および専門研修を受講する。
- (2)専門研修のみ受講する。（基本研修修了者もしくは基本研修免除者のみ）
- (3)昨年度未受講の科目を受講する。（昨年度一部科目修了者のみ）

※専門研修は複数コースの受講が可能です。

※基本研修および地域保育コース（心肺蘇生法の実習、ファミリーサポートセンターを除く）、見学実習に変わる代替え講義をオンライン（eラーニングによる動画配信）形式で実施します。（心肺蘇生法の実習のみ集合研修で行います。）地域保育コースのファミリーサポートセンター及び地域子育て支援コースはZOOMミーティングによるオンライン研修を実施します。

- ・オンライン（eラーニング研修）にはインターネットに接続できるパソコン、タブレット又はスマートフォンが必要です。
- ・視聴の際には通信料が発生しますので、可能であれば通信制限のない環境での視聴をおすすめいたします。
- ・ZOOMミーティングによるオンライン研修では、インターネットに接続できる端末に加え、カメラ、マイクが必要です。
- ・eラーニング研修による講義の受講が難しい方は、一般財団法人 保健福祉振興財団までご連絡ください。研修会場を準備し、会場にてeラーニング研修を受講できるよう調整します。別途郵送にて受講申込書をお送りします。（研修会場は後日連絡します。また受講定員に限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。）

6 申込方法

- (1)一般財団法人 保健福祉振興財団 ホームページから、入力フォーム（外部サイト）にアクセスし、必要事項を入力してからお申し込みください。

(<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur38/>)

申込完了後、ご登録いただいたメールアドレスへ受付完了のご連絡をします。（受講決定ではありませんのでご注意ください）

※申込みの際に本人確認書類（免許証、保険証、パスポート、マイナンバーカード等（顔写真付き）のコピー）が必要になります。お手元にご準備いただいてからお申し込みください。

※原則WEBフォームでの申込受付となっております。

WEBフォームでのお申込みが難しい場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

- (2)基本研修免除希望者は、資格証や様式1「従事証明書」を入力フォームに添付してご提出ください。
- (3)地域子育て支援コース、利用者支援事業 基本型受講希望者で様式2「実務経験証明書」の提出が必要な方はその写しを入力フォームに添付してご提出ください。
- (4)昨年度一部受講修了科目がある方は一部科目修了証書の写しを入力フォームに添付してご提出ください。
- (5)専門研修を受講される方で昨年度、基本研修を既に受講された方は基本研修が免除されます。その際には子育て支援員研修修了証もしくは基本研修の全科目修了証書を入力フォームに添付してご提出ください。

<申込み先>

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル5階

一般財団法人 保健福祉振興財団 関東本部

福島県子育て支援員研修係 <https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur38/>

電話番号 03-6261-0307

FAX番号 03-6261-0308

7 申込期間

【第1期】令和6年 8月19日（月）9時～令和6年 9月11日（水）17時

【第2期】令和6年 9月24日（火）9時～令和6年10月21日（月）17時

尚、申し込み締め切り後であっても、定員に達しない場合は随時追加募集を行います。追加募集についてはホームページにてご案内いたします。

8 受講料

受講料は無料ですが、会場等への往復交通費は自己負担となります。また、各専門研修では以下の費用がかかります。

(1)テキスト代

利用者支援事業（利用者支援事業のための実践ガイド：中央法規） 1,980円

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き第4版：中央法規） 2,420円

※各研修テキストはご自身でご用意をお願いします

9 定員

【第1期】

- 基本研修 400名
- 専門研修（地域保育コース）
 - 共通科目 330名
 - 地域型保育 220名
 - 一時預かり事業 70名
 - ファミリー・サポート・センター 40名
- 専門研修（地域子育て支援コース）
 - 地域子育て支援拠点事業 100名

【第2期】

- 基本研修 180名
- 専門研修（地域保育コース）
 - 共通科目 180名
 - 地域型保育 150名
 - 一時預かり事業 30名
- 専門研修（地域子育て支援コース）
 - 利用者支援事業 基本型 40名
 - 地域子育て支援拠点事業 60名

10 事前学習（課題提出）及び見学実習について（利用者支援事業基本型の方のみ。）

- (1) 講義のほかに事前学習（課題提出）があります。詳細については、受講決定の際にお知らせいたします。
- (2) 講義のほかに見学実習があります。

11 受講者の決定

- (1) 定員を超える申し込みがあった場合、選考となります。ただし、現在、保育所・認定こども園・子育て支援事業等に従事している方を優先します。
- (2) 受講者には「受講決定通知書」を送付します。
第1期は9月下旬頃、第2期は10月下旬頃に通知します。

12 研修の修了要件等

- (1) 研修の全科目を受講することにより修了とし、修了証書を交付します。
- (2) 病気等の理由により、やむを得ず研修の一部を欠席した場合には、一部科目修了証書を交付します。ただし、その有効期限は、一部科目の研修を受講した年度から1年度以内となります。
- (3) 昨年度実施した本研修に参加し、一部修了した科目がある方については、本研修で未受講の科目・実習を修了した場合に、修了証書を交付します。
- (4) 昨年度までに基本研修の全科目修了証書の交付を受けた方が、今年度新たに、他のコース等の専門研修を受講する場合には、基本研修を再度受講することを要しません。
- (5) 修了証書は、全国の自治体において効力をもちます。

13 安心してご受講いただくためのお願い

体調がすぐれない場合は、ご受講を控えていただきますようお願いいたします。国・県からの要請により、追加の対策を講じる場合もございますので、適宜ご協力をお願い申し上げます。

14 その他

- (1) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。
- (2) 受講申込書に記入いただいた個人情報については、本研修事業に必要な範囲で利用し、他の目的に利用することはありません。
- (3) 緊急時対応について
自然災害や特別警報の発令等で福島県と協議のうえ研修の延期、中止等をする場合があります。中止等を決定した場合、研修前日の17時までに申込み時に記載いただいた緊急連絡先へお知らせします。お申込フォームの緊急連絡先は必ずご記入ください。

15 問い合わせ先（※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。）

<研修に関すること>

一般財団法人 保健福祉振興財団 関東本部
福島県子育て支援員研修係
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル5階
TEL：03-6261-0307 FAX：03-6261-0308
HP：<https://hokenfukushi.or.jp/>

<子育て支援員制度その他に関すること>

福島県子ども未来局子育て支援課
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
TEL (024) 521-8205